

別紙3 サービス購入料の支払について

1 市が支払うサービス購入料

市が事業者に対して支払うサービス購入料は、「(1)一括支払金」、「(2)割賦料」及び「(3)委託料」から構成されます。

(1) 一括支払金

- (ア) 市は、施設整備業務及び既存施設の解体業務の対価を、一括支払金として事業者に支払います。
- (イ) 一括支払金のうち、施設整備業務の対価については平成23年5月末日まで、既存施設の解体業務の対価については平成23年11月末日までに支払います。
- (ウ) 事業者が提案した一括支払金の額が、提案後の物価変動により不適当となった場合には、一括支払金の変更協議に応じることとします。この際に、変更する目安としては、提案時の一括支払金に対して1.0%の増減（鋼材類の物価上昇を原因とするものに限る）を想定しており、これを超える物価変動が協議において確認できた場合に、その超過分についてのみ一括支払金の額を変更します。したがって、一括支払金を変更する場合であっても、一括支払金の1.0%までは、事業者のリスク負担となります。

(2) 割賦料

- (ア) 市は、事業者が提案する創業費を元本として、これに金利を上乗せした額とします。
- (イ) 創業費には、応募に係る費用、SPC開業に係る費用などを含み、施設整備業務に係る費用及び既存施設の解体業務に係る費用は含まないものとします。
- (ウ) 割賦料の支払期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間とし、年4回（6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）、四半年賦元利均等により支払うものとします。
- (エ) 金利は、平成23年4月1日の2銀行営業日前を基準日とする基準金利に事業者が提案したスプレッドを加えたものとします。
- (オ) 基準金利は、6ヶ月 LIBOR ベース15年物（円-円）金利スワップレート（午前10時に共同通信社から発表される Tokyo Swap Reference Rate の中値）とします。
- (カ) 市は、上記（ア）～（オ）に示す方法に従って算出した割賦料に、消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額を事業者に支払います。割賦料に上乗せする消費税及び地方消費税相当額は、各回の割賦料の元本償還額に、各回の支払日において適用される消費税率又は地方消費税率を乗じた額の合計額とします。

(3) 委託料

(ア) 委託料の支払方法

- ① 市は、事業者が実施する施設の維持管理業務及び運營業務の対価を、委託料として事業者に支払います。
- ② 委託料の支払期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間とし、年4

回（6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）支払うものとします。

- ③ 委託料の1回あたりの支払予定額は、各事業年度の支払予定額（事業者が提案した各事業年度の支払額を、「（イ）委託料の改定」の規定によって改定した金額）の4分の1の額とします（1円未満の端数は第4四半期で調整します。）。
- ④ 事業者は、平成23年度から平成37年度までの15年間、毎月分の維持管理業務及び運営業務の業務完了届及び業務報告書（以下「業務報告書等」という。）を、毎翌月10日までに市に提出します。
- ⑤ 市は、事業者から業務報告書等を受け取った後、維持管理業務及び運営業務の業務計画書（以下「業務計画書」という。）に定められた水準が満たされているか確認（以下「モニタリング」という。）します。
- ⑥ モニタリングの結果を踏まえ、市は毎期末に当期の確定支払額を算定し、事業者に通知します。
- ⑦ 事業者は、支払額判明後速やかに、市に対して請求書を送付します。
- ⑧ 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に、委託料に消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額を事業者に支払います。委託料に上乗せする消費税及び地方消費税相当額は、各回の委託料に、各回の支払日において適用される消費税率又は地方消費税率を乗じた額の合計額とします。

（イ）委託料の改定

- ① 委託料は、毎年1回物価変動を勘案して改定します。
- ② 市は、日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」（以下「価格指数」という。）を用い、平成22年11月を初回として、毎年1回11月に翌年度の支払予定額を算定して事業者に通知します。
- ③ 支払予定額は、以下の算式に基づいて算定します。
平成X年度の支払予定額
＝事業者が提案した平成X年度の支払額
×（平成X－1年度4月～9月の価格指数の平均）
÷（平成20年度4月～9月の価格指数の平均）

2 自動販売機収入

自動販売機の収入は直接事業者の収入とします。

別紙4 委託料の減額及び支払停止方法について

(1) モニタリング

市は、本件施設の維持管理・運営開始後15年間にわたり、維持管理業務及び運営業務の実施状況について、要求水準書及び応募者提案に基づいて事業者が作成し市の承認を得た維持管理業務及び運営業務の業務計画書（以下「業務計画書」という。）に定められた水準が満たされているか確認（以下「モニタリング」という。）します。

(ア) モニタリングの方法

① 業務日報等の提出

事業者は、市が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し市へ提出します。

② 業務実施状況の確認

市は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認します。

なお、市は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができます。

(イ) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用負担の分担は次に示すとおりとします。

費用負担	事業者	市
日常モニタリングの内容	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリングの内容	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。	業務報告書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリングの内容	—	維持管理・運営業務の遂行状況の確認。その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

(2) サービス購入料の減額方法

(ア) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、維持管理及び運営の対価である委託料とします。

ただし、実際の火葬件数が市の提示する想定火葬件数を超えた場合、又は大規模災害等により火葬需要が増大し、市の判断により業務実施時間を延長して火葬を行った場合に市が事業者を支払う追加費用については、減額等の対象としません。

(イ) 減額等の措置を講じる事態

モニタリングの結果、事業者の責任により、以下に示す状態に陥った場合又は陥るこ

とが想定される場合、市は業務計画書に定められた水準を事業者が満たしていないと判断し、減額等の措置を講じます。

レベル1	開場日であるにもかかわらず、本施設を火葬場として利用できない状態が 24 時間以上にわたり継続した場合
レベル2	① 施設利用者が本件施設を利用する上で重大な支障がある場合 ② 周辺環境に重大な悪影響がある場合 ③ 上記①又は②の恐れがある場合
レベル3	① 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、利便性を欠く場合 ② 周辺環境に悪影響がある場合 ③ 上記①又は②の恐れがある場合 ④ その他業務計画書に定められた水準のいずれかを満たしていない場合 (レベル1又はレベル2に該当する場合を除く)

(ウ) 減額等の決定過程

- ① レベル1の状態に陥った場合、1日につき、15ポイントのペナルティポイントをカウントします。
- ② レベル2の状態に陥った場合、1日につき、各項目5ポイントのペナルティポイントをカウントします。
- ③ レベル3の状態に陥っていることが、モニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に必要な是正期間を提示します。
- ④ 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル3の状態を改善することにより、ペナルティポイントのカウントを免れますが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントします。
- ⑤ レベル1、レベル2又はレベル3に該当した場合であっても、明らかに事業者の責めに帰さない事由によると認められる場合には、ペナルティポイントをカウントしません。

市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができます。

(エ) 委託料の減額

- ① サービス購入料支払期間（6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日までの各四半期）における累積ペナルティポイントが一定の水準に達した場合、減額等の措置内容を以下のとおり決定し、市は当期の確定支払額を算定します。

累積ペナルティポイント	減額割合
0～9	減額なし
10～29	1ポイントにつき、当期の支払予定額の1% (10～29%の減額)
30以上	支払留保

- ② 累積ペナルティポイントが30以上の場合、支払留保としますが、翌期の累積ペナルティポイントが9以下である場合、翌期分の支払時に、当期の支払予定額の70%を加算して支払います。

- ③ 累積ペナルティポイントが30以上の場合で、かつ、翌期の累積ペナルティポイントが10以上の場合、市は契約を解除することができます。
- 事業者が、終日、「委託業務」を行わない日があった場合、日割計算により「委託料」の支払を減額することができます（ただし、事業者の不履行が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。）